

(広報例 1)

宮崎県最低賃金が時間額 793 円に改定

宮崎県最低賃金は、本年 10 月 3 日(土)から「時間額 793 円」に改定されることになりました。

最低賃金は臨時、パート、アルバイトを含む宮崎県内で働くすべての労働者に適用されます。

【問合せ先】

宮崎労働局労働基準部 賃金室

電話 0985-38-8836

(広報例 2)

宮崎県最低賃金が時間額 793 円に改定

宮崎県最低賃金は、本年 10 月 3 日(土)から「時間額 793 円」に改定されることになりました。

最低賃金は臨時、パート、アルバイトを含む宮崎県内で働くすべての労働者に適用されます。

※ 最低賃金の算定に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金 ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)

③時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金 ④精皆勤手当 ⑤通勤手当 ⑥家族手当

【問合せ先】 宮崎労働局労働基準部 賃金室

電話 0985-38-8836

(広報例 3)

宮崎県最低賃金が時間額 793 円に改定

宮崎県最低賃金は、本年 10 月 3 日(土)から「**時間額 793 円**」に改定されることになりました。
最低賃金は臨時、パート、アルバイトを含む宮崎県内で働くすべての労働者に適用されます。

【問合せ先】 宮崎労働局労働基準部 賃金室 電話:0985-38-8836

【ご存じですか？ 中小企業を応援する業務改善助成金】

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

事業場内最低賃金を一定以上引上げ、設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

なお、令和2年度につきましては、中小企業・小規模事業者等からの要望を踏まえ、支給要件の緩和(事業場規模を労働者数 30 人以下から 100 人以下)、添付書類の削減(納税証明書等)、助成上限額の拡大(100 万円→450 万円)等といった、より利用しやすい形に改善されています。

【申請期限】 令和3年1月 29 日まで

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
25円コース	25円以上	1人	25万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金 850円未満】 4/5 (※2) 生産性要件を満たした場合は 9/10 (※1)
		2～3人	40万円		
		4～6人	60万円		
		7人以上	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		

【問合せ先】

・【助成金申請窓口】 宮崎労働局 雇用環境・均等室(TEL:0985-38-8821)。なお、詳細は宮崎労働局 HP でご確認ください。(『宮崎労働局 業務改善助成金』で検索してください。)

・【助成金内容問合せ】 みやざき働き方改革推進支援センター(TEL:0120-975-264)。同センターでは、労務管理全般について無料で相談に応じています。

・【最低賃金関係問合せ】 宮崎労働局 労働基準部 賃金室(TEL:0985-38-8836)。